

○岡山市教育委員会公告式規則

昭和27年11月21日

市教育委員会規則第1号

改正 昭和33年5月16日市教育委員会規則第3号

平成23年5月24日市教育委員会規則第13号

平成27年3月31日市教育委員会規則第12号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく、岡山市教育委員会（以下「委員会」という。）の公告式は、この規則の定めるところによる。

第2条 規則及び規程を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、教育長が署名しなければならない。

2 規則及び規程の公布は、岡山市役所門前の掲示場に掲示して行う。

第3条 規則及び規程の外、公表を要するものについては、公表の旨の前文、年月日及び委員会名を記入し、委員会印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

第4条 規則及び規程は、施行期日については、別段の定めのないものは、公布の日から起算して、3日を経て施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則（昭和33年市教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年6月30日から適用する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第13号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第12号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規程（「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める部分は除く。）は、公布の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の場合においては、改正前の第1条、第2条及び第5条の規

定はなおその効力を有する。